

浜長保険センター安全だより

令和 3 年 9 月 27 日
 浜長保険センター 第 58 号
 電話 079-246-2561
 FAX 079-246-2571



暑さ寒さも彼岸までと申しますが、流れる雲に秋の訪れが感じられ過ごしやすい気候になりました。秋の七草(萩、尾花、葛、撫子、女郎花、藤袴、桔梗)を鑑賞してはいかがでしょうか。季節の変わり目ゆえ、ご自愛ください。

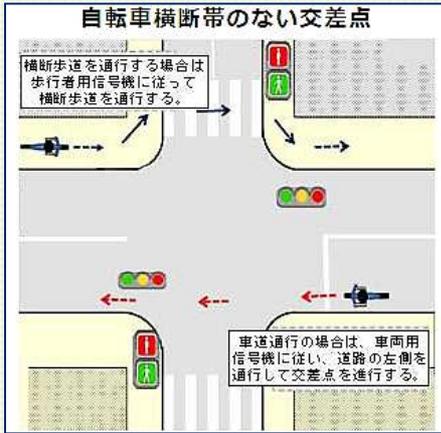
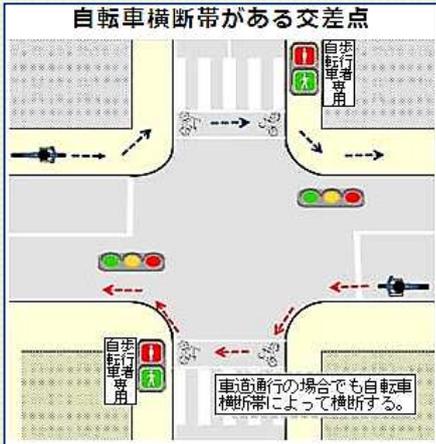


日常、身近に利用している横断歩道や自転車横断帯について、見直しがされています。歩行者、自転車、ドライバーのそれぞれ立場から、見つめて頂き、それぞれの立場での思いやりとルールを守って、交通社会を安全・快適に過ごしましょう。

内容 自転車は「車道が原則、歩道は例外」というルールの徹底を促すため、一定の条件がある自転車横断帯を撤去することが打ち出されています。

自転車で交差点を通過するときは、「自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通らなければならない」(道路交通法第63条の6)と定められているのに、何故、撤去するのか？

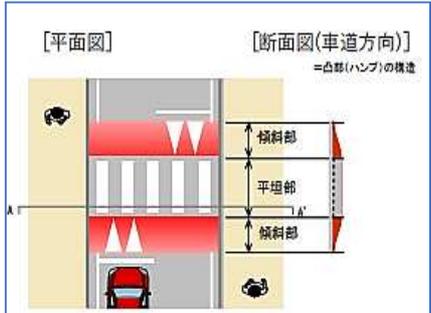
理由 この交通ルールに従うと、車道の左端を走っていた自転車は、「いったん交差点を左折する動き」をして、横断歩道に平行に標示されている自転車横断帯を通り、交差点を通過することになります。後方の左折する自動車は、自転車が左折すると錯覚し危険な動きとなります。その動きを図示します。



このことは「不自然かつ不合理」とし、警察庁は2011年10月、一部の自転車横断帯を撤去するよう全国の警察などに対して通達し、全国的に「自転車横断帯の撤去」が進められるようになりました。

「スムーズ横断歩道」をご存じでしょうか？

趣旨： 通学路・生活道路の安全確保に向けた対策で、車道に凸部構造をすることにより、自動車の速度の低減を図り、歩道と横断歩道の段差が小さくなり、歩道と横断歩道の通行がスムーズとなります。赤い塗装は注意喚起のため、三角形はハンプ(盛り上がり)の存在を示す路面表示です。運転中のドライバーから見ると、「何かある」という感覚になります。道路管理者と警察が緊密に連携しながら、最高速 30km/h の区域規制と物理的構造との適切な組合せにより、交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間に取り組んでいます。



この付近では、四郷小学校東側道路に設置され、速度は 30 キロです。

